

# 平成18年第3回定例会意見書全文



[結果一覧へ](#)

## 無料低額宿泊所(第2種社会福祉事業)に対する法的整備を求める意見書

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業」については、事業開始後1か月以内に、経営者の名称及び主たる事務所の所在地、事業の種類、内容等を届け出なければならないとされている。

しかしながら、当該施設については、住宅地付近への設置による住民との摩擦が発生する事例が見られるなど、都市部において問題が生じているところである。

当該施設については、施設整備及び運営に関する最低基準等の具体的な定めがないため、各自治体においては、平成15年に国から示された「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に基づき独自のガイドラインを制定し、事業者に対し指導を行っているが、施設の立地等に関し、行政の関与が及ばないなど指針やガイドラインによる行政指導には限界があるところである。

よって、本市議会は国に対し、当該施設に対する規制及び指導を実効あるものとするため、定員や施設構造及び運営に関する具体的基準を定めるとともに、現行の届出制を許認可制に改めることなどにより、計画的な施設整備が可能となるよう法的整備を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月19日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 あて

衆議院議長 あて

厚生労働大臣

参議院議長



[先頭へ](#)

## WTO農業交渉に関する意見書

WTOドーハ・ラウンド交渉は、農業、非農産品市場アクセス、サービスなど全分野について本年末までに最終合意がなされるように集中的な交渉が行われていたが、各国の意見の隔たりが縮まらず、交渉は暗礁に乗り上げている状況である。

WTO農業交渉は、21世紀の我が国の「食」と「農」の根幹を左右しかねない、極めて重要な課題である。このような危機感から、農業者や農業団体は今次ラウンド交渉が開始される以前から「多様な農業の共存」を基本理念に掲げ、我が国農業が果たす多面的機能について、国民各界各層から、広範な理解と支持が得られるよう全力を挙げた取り組みを開拓してきたところであるが、今後、情勢はますます厳しいものとなっていくことが予想される。

よって、本市議会は国に対し、食料自給率が著しく低いといった我が国など輸入国の共通の事情が十分に配慮されるとともに、多くの人口を抱える中で、小規模家族農業者によって展開されているアジア・モンスーン地域の農業が持続的に発展できるよう下記の事項について強く要望するものである。

### 記

- 1 農業の多面的機能など非貿易的関心事項を具体的に反映したモダリティを確立し、消費者への安全・安心な農産物の供給を将来にわたって可能にすること。
- 2 開発途上国の都市と農村の貧困を直視したモダリティを確立し、すべての国の農業の共存を可能にすること。
- 3 各国が抱えるセンシティブ品目の国境措置に関して柔軟な取り扱いを認めるとともに、上限関税の導入を断固阻止し、輸入国の懸念に十分配慮した農産物貿易ルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月19日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 あて

農林水産大臣 あて

外務大臣

経済産業大臣